

## 【資料3】

### 読書活動推進事業業務委託に係る企画提案競技審査要領

#### 1 目的

この審査要領は、読書活動推進事業業務委託に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

#### 2 審査会

(1) 審査の公平性を確保するため、審査会による審査を行う。

(2) 審査会の構成員は、次の3名とする。

- ・秋田県観光文化スポーツ部文化振興課長
- ・秋田県教育庁生涯学習課長
- ・秋田県立図書館長

(3) 審査会は、非公開とする。

(4) 審査会の事務局は、秋田県観光文化スポーツ部文化振興課に置く。

#### 3 審査の実施方法

(1) 審査は、企画提案競技の参加資格の認定を受けた者から提出された企画提案書に基づき実施する。

(2) 審査は、別表の審査票（審査基準）に基づき、評価項目の内容について5段階評価し、係数を乗じた評価点とする。

(3) 各審査員の評価結果を集計し、平均点が最も高い参加者を委託候補者を選定する。

(4) 各審査員の評価点の平均点が60点未満の場合は、最高点であっても委託候補者には選定しない。

(5) (3) で最高点の参加者が複数となった場合は、審査員の合議により委託候補者を選定する。

(6) 積算内訳書に記載された見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が実施要領に示す委託上限額を上回る場合は、評価しない。

#### 4 審査結果の通知

審査終了後、参加者に対し審査結果を通知する。

提案者

評価項目及び内容	配点	係数	評価 ※1	評価点
<b>1 企画提案に関する事項</b>	60			
(1) 仕様書の内容を正しく理解し、企画提案に反映しているか	5	1		
(2) 事業の実施目的を正確に伝えるための内容となっているか	10	2		
(3) 属性(性別・年齢等)を問わず訴求できるか	10	2		
(4) 参加者の読書意欲の向上につながるか	10	2		
(5) 独自提案に創意工夫があり実効性が期待できるか	15	3		
(6) 来場者数の確保について具体的な方策が講じられているか	10	2		
<b>2 業務遂行能力</b>	30			
(1) 提案内容を実現する業務体制が具体的に記載され、適切に事業を実施できる体制が構築されているか。	10	2		
(2) 実施スケジュールは具体的かつ無理のない内容となっているか	10	2		
(3) 従事予定者の専門性及び実績は十分か	5	1		
(4) 各経費について、明細が明らかとなり、効果的な費用配分となっているか	5	1		
<b>3 賃金水準の向上</b>	5			
・別表2を基に審査する	5	1		
<b>4 女性の活躍推進</b>	5			
・別表2を基に審査する	5	1		
合 計				

(※1) 5段階評価(1~5点)とし、係数を乗じて評価点とする。

【評価基準】

1 劣っている 2 やや劣っている 3 普通 4 やや優れている 5 優れている

【合格ライン】

各審査員の評価点の平均が60点以上であること。

【その他】

見積額が実施要領に示す委託上限額を上回る場合は、評価しない。

コメント欄

【資料3】（別表2）企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

○提案事業者の「賃金水準の向上」に係る取組の配点表

大区分	小区分	配点	
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上	3	最大 5
	2.00%以上	4	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

区分	提出書類	
	税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
役員及び従業員が対象	給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表  ア「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「①俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。	税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類  （【様式6】（別紙2）参考様式参照）  イ秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
役員を除く従業員が対象	税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類  （【様式6】（別紙2）参考様式参照）  ウ「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「①俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。	税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類  （【様式6】（別紙2）参考様式参照）  エ秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

○提案事業者の「女性の活躍推進」に係る取組の配点表

大区分	小区分		配点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員 100 人以下の企業	女活法 ※2	各 0.25	最大 0.5
		次世代法 ※2		
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各 0.5	最大 1
	女性の活躍推進企業表彰 ※3			
	子ども・子育て支援知事表彰 ※3			
	男女共同参画社会づくり表彰 ※3			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。